

## 特集

# インボイス制度の 円滑な運用を目指して

一般財団法人 食品産業センター

インボイス制度が2023年10月1日から始まります。制度適用に係るインボイス交付のためには、「適格請求書発行事業者」になる必要があり、その登録申請受付が本年10月1日より開始します。

2019年の消費税増税に伴い軽減税率が導入されたことで、2種類の税率が並行して運用されている状態であり、従来の「請求書等保存方式」の他、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されることになりました。

インボイスは、売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える適格請求書で、インボイス制度においては、その請求書の発行・保存が義務付けられます。要件を満たした請求書を保存しておくことで買手側は消費税の仕入額控除を受けることができます。

制度が始まると、課税事業者はインボイスの発行をしなければなりません。すなわち、課税事業者は「適格請求書発行事業者」にならないと共により、要件を満たしたインボイスを発行できる経理システムを整えなければならず、ある程度の準備が必要です。

本特集では、国税庁加藤様、日本加工食品卸協会時岡様に、制度概要と制度への対応のご寄稿をいただきました。インボイス制度の円滑な運用に繋がれることを期待します。国税庁がリーフレット等情報を公開していますので、併せてそちらもご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeirit-su/invoice.htm>

繰り返しとなりますが、インボイス制度の開始は2023年10月、「適格請求書発行事業者」登録申請受付の開始は本年10月です。登録申請は原則として、2023年3月31日までとなっておりますので、インボイス制度への対応はお早めにしていただければと思います。

### コンテンツ

インボイス制度について

加藤 博之

加工食品流通業界におけるインボイス制度対応について

時岡 肯平

# インボイス制度について

加 藤 博 之

## 1. はじめに

本稿では、2023年10月から導入される適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）への実務的な対応を中心に説明します。

なお、文中の意見等の部分は筆者の個人的な見解であり、筆者が所属した/所属する組織の公式な見解等を示すものではないことをあらかじめお断りします。

## 2. インボイスとは「正確な適用税率・税額」を伝えるもの

インボイス制度は、消費税の仕入税額控除の方式です。端的には、仕入税額控除の適用を受けるため、課税事業者である適格請求書発行事業者が交付するインボイス（消費税法上の記載事項を満たす書類やデータ）等の保存が求められるということです。

インボイスには、「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額」の記載が新たに必要となります。「登録番号」以外の記載事項については、実務上、現行の区分記載請求書等においても記載されている場合が多いものであり、記載事項としては、それほど大きな変化はありません。

他方、免税事業者との取引に係る仕入税額控除の適用については、現行と考え方が変わります。原則、仕入税額控除が制限されるこ

ととなります。具体的には、免税事業者からの仕入れについては、「売り手」である免税事業者がインボイスの記載事項を満たす請求書等（インボイス）を交付することができないため、「買い手」はその取引についてインボイスを保存することができず、原則、仕入税額控除の適用ができなくなります。

なお、インボイス制度でも、免税事業者が請求書を交付することは何ら妨げられません。あくまでも、インボイスの記載事項を満たした「請求書等」（インボイス）を交付することができないということを理解することが重要となります。

## 3. インボイスの「交付義務」と「保存義務」

インボイス制度では、取引の相手方から求められた場合、適格請求書発行事業者は、「インボイスの交付」と「交付したインボイスの写しの保存」<sup>1)</sup>が求められます。

「交付義務」「保存義務」というと、やや負担に感じられるかもしれませんが、「取引の相手から請求書等の交付を求められ、その交付を行うこと」や「交付した請求書等を保存しておくこと」といったことは、多くの事業者の方にとって新しい事務ではないとも思っています。まずは、現行の実務の中で、どのように対応できるのかを考えていただくことが重要だと考えます。

1) この「交付したインボイスの写し」には、交付したインボイスの写しの他、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものも含まれます。例えば、「レジのジャーナル」や複数のインボイスの記載事項に係る「一覧表」や「明細書」などがそれに当たります。

かとう ひろゆき：現在（2021年3月）、国税庁課税部消費税室課長補佐（総括）。

また、2020年9月より内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室も兼務。

また、「請求レス」取引を行っている方も、現行の実務の中で対応を考えてもらうことが重要です。「インボイス制度に対応するため、請求書や請求メッセージを送る必要が出てくるのか」といった質問も聞かれますが、そのような対応が必ず必要になるわけではなく、「買い手」が作成する「仕入明細書」や支払メッセージで、記載事項を満たすことで対応も可能です。

#### 4. インボイスに記載する消費税額の 端数処理のルール

インボイスに記載する「消費税額」の端数処理については、正確な制度理解が必要となります。現行の「区分記載請求書等保存方式」では、仕入税額控除の適用を受けるために保存が求められる「請求書等」の記載事項

に「消費税額」はありません。したがって、その端数処理についても特段のルールはありません。

しかしながら、インボイス制度では「消費税額」がインボイスとして必要な記載事項となり、一定のルールに基づく端数処理が求められます。具体的には、「一請求書当たり、税率ごとにそれぞれ1回」の端数処理が求められます。

例えば、複数の商品について一の請求書を交付する場合、これまで個々の商品ごとに端数処理を行って消費税額を算出し、それらを合計したものを消費税等として請求書において表示しているケースもあります。インボイス制度では、それをそのままインボイスの記載事項としての「消費税額」とすることができなくなりますので留意が必要です<sup>2)</sup>。

#### インボイスの端数処理ルールと記載例について

- 現行の区分記載請求書では、消費税額が記載事項になっていないため、端数処理のルールは定められていない。
- 一方、インボイスでは、端数処理のルールが定められており（一のインボイスにつき、税率の異なるごとに1回）、税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求めることになる。
- 以上のことから、明細行ごとの端数処理等を行っている場合には、請求書等に係るシステム改修が必要となる。

#### <記載例①（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）>

##### 【区分記載請求書】

請求書

〇年〇月〇日

〇〇(株) 御中

(株)△△

請求金額(税込み) 60,195円

※は軽減税率対象

| 品名     | 数量  | 単価  | 金額(税抜) | 消費税額  |
|--------|-----|-----|--------|-------|
| トマト ※  | 83  | 167 | 13,861 | 1,108 |
| ピーマン ※ | 197 | 67  | 13,199 | 1,055 |
| 花      | 57  | 77  | 4,389  | 438   |
| 肥料     | 57  | 417 | 23,769 | 2,376 |
| 8 %対象計 |     |     | 27,060 | 2,163 |
| 10%対象計 |     |     | 28,158 | 2,814 |

(注) 納税額(売上税額)は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致しない。この場合、実際の納税額は、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,163) \times 8 / 108 \approx 2,164$  となる。

##### 【インボイス】

| 請求書        |     |     |                  |              |
|------------|-----|-----|------------------|--------------|
| 〇〇(株) 御中   |     |     | 〇年〇月〇日           |              |
|            |     |     | (株)△△<br>(T123…) |              |
| 請求金額 (税込み) |     |     | 60,197円          |              |
| ※は軽減税率対象   |     |     |                  |              |
| 品名         | 数量  | 単価  | 金額(税抜)           | 消費税額         |
| トマト ※      | 83  | 167 | 13,861           | (注) -        |
| ピーマン ※     | 197 | 67  | 13,199           | -            |
| 花          | 57  | 77  | 4,389            | -            |
| 肥料         | 57  | 417 | 23,769           | -            |
| 8%対象計      |     | 受領額 | 27,060           | 端数処理 → 2,164 |
| 10%対象計     |     |     | 28,158           | → 2,815      |

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えない。ただし、左図のように行ごとに計算した消費税額の合計額とは一致しないことに留意(8%対象: 2,163 ⇔ 2,164)。

2) 個々の商品の「税込対価の額」について、「税抜額」に「消費税額(端数処理をされたもの)」を足したものを請求書等に表示すること自体は問題ありません。  
繰り返しますが、個々の商品の「税込対価の額」を計算するに当たって用いた「消費税額」を合計して、一請求書当たりの消費税額(インボイスの記載事項としての「消費税額」とすることができないということになります。

その場合、例えば、税込みで表示をしているのであれば、一の請求書あたり、税率ごとに合計された税込対価の合計額から割り戻して算出された消費税額を端数処理し、インボイスの記載事項としての「消費税額」とすることが考えられます。

自社の請求書作成システム、レジレシート等における「消費税額」の端数処理について、この考え方に対応できているか否か、改めてご確認をいただきたいと思います。

## 5. 「返還インボイス」という新しい実務

インボイス制度では、返品や値引きなどの場合、「売り手」は「買い手」に対して「返還インボイス」を交付する必要があります。

この「返還インボイス」は、「売り手」が交付した当初のインボイスについて、「対価の額を減額する（当初記載した「消費税額」が変わる）」といった側面があり、「返品を受ける側」「値引きをする側」（「売り手」）が

「返品をする側」「値引きをされる側」（「買い手」）に対して交付することが原則となります。

この点、「返品の場合、現行の実務に合わない」との指摘もありました。返品にあたり、「返品を受ける側」（「売り手」）が「返品をする側」（「買い手」）に対して、書類やメッセージを出すことがないということです。

定着している実務を尊重する観点から、運用上の取扱いとして、「返品をする側」（「買い手」）が「返還インボイス」の記載事項を満たした返品伝票、返品メッセージ、仕入明細書等を作成し、「返品される側」（「売り手」）の確認を受けることで、原則的な対応を不要とするとの整理がされています。例えば、EDIで「請求レス取引」を行っている場合、支払メッセージや返品メッセージ等を活用することで対応できることとなります。

なお、この「返還インボイス」の対応については、「返還インボイス」が必要な場面によって柔軟に検討する必要があります。例え

### 返品があった場合の請求レスによる対応について

- 適格請求書等保存方式において、請求レス対応（仕入明細書）による仕入税額控除も認められる。
- 対価の返還等が行われた場合には、「買い手」が適格返還請求書の記載事項を記載した仕入明細書を作成し、「売り手」の確認を受けることで、「売り手」の適格返還請求書の交付は不要。
- 仕入明細書による仕入税額控除を行う場合、対価の返還等（適格返還請求書）とそれ以外（適格請求書）の内容を、一の書類で記載することも可能。その場合、対価の額と消費税額等については、（得意先ごとに）継続適用を条件に、相殺表示が可能。（消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算）

#### 軽減税率制度・インボイス制度対応

支払通知書  
〇年〇月〇日  
●●（株）御中  
登録番号：T123456・・・  
※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

| 支払金額合計 214,760円 |   |          |         |            |         |
|-----------------|---|----------|---------|------------|---------|
| 月               | 日 | 取引       | 伝票番号    | 支払金額(税抜き)  |         |
| 4               | 1 | 仕入       | 123     | 8% 2,000   |         |
|                 |   |          |         | 10% 600    |         |
|                 | 3 | 返品       | 456     | 8% 1,500   |         |
|                 |   |          |         | 10% 300    |         |
|                 | 4 | 仕入       | 789     | 10% 30,000 |         |
| 合計              |   | 仕入額      | 消費税額等   | 返品額        | 消費税額等   |
| 8%対象            |   | 100,000円 | 8,000円  | -3,000円    | -240円   |
| 10%対象           |   | 110,000円 | 11,000円 | -10,000円   | -1,000円 |

仕入伝票(納品書)  
〇年4月1日 伝票No.123  
(品名) (数量) (税抜金額)  
食品 1 2,000  
日用品 1 600  
(注)※は軽減税率対象

返品伝票  
〇年4月3日 伝票No.456  
(品名) (数量) (税抜金額)  
〇年3月 食品 1 1,500  
〇年2月 日用品 1 300  
(注)※は軽減税率対象

いつの売上に係る返品かを  
示す必要があるが、月単位や  
「〇月～△月分」といった記載も  
可能であるほか、  
返品等の処理を合理的な方法  
により継続して行っているの  
であれば、その処理に基づく年月  
日の記載でも差し支えない。  
例)「前月末日」や、その商品の  
「最終取引年月日」

本来対価の返還等がある場合、「売り手」から適格返還請求書の交付を行う必要があるが、適格返還請求書の記載事項を記載した仕入明細書を作成し、「売り手」の確認を受けることで足りる

継続適用を条件に、相殺表示が可能(※)  
8% 仕入額 97,000円 税額 7,760円  
10% 仕入額 100,000円 税額 10,000円

※ 相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う



ば、「値引き」「売上割戻」のような場合には、先ほどの説明とは逆の実務（「値引き等を行う側（「売り手」）」が「値引き等を受ける側（「買い手」）」に対し、書類やメッセージを出す実務）が一般的であり、原則どおりの対応の方が親和性は高いとも考えられます。いずれにせよ、現行の実務に合わせた対応の検討が重要だということです。

## 6. 「返品された商品の取引年月日」の記載

「返還インボイス」の記載事項の一つである「返品された商品の取引（販売）年月日」について、「返品された商品の取引年月日は管理してないため、厳密な記載は難しい」という声もありました。

そのような状況等に配慮する観点から、運用上の取り扱いとして、事業者の方が継続している合理的な方法による記載も認めることとされています。例えば、「前月末日」や「最終販売年月日」など、事業者の方が継続して用いている整理によって記載することで問題ないこととなります。

## 7. 「返還インボイス」と「リベート」

例えば、いわゆる「リベート」を「売上げ・仕入れの減」と整理するのであれば、「返還インボイス」の対応が必要になります。他方、「リベート」を「役務の提供の対価」として整理するのであれば、商品の「買い手」が、「役務の提供」を行う者として、商品の「売り手」に対し、インボイスを交付する必要があります。

いわゆる「リベート」については、軽減税率制度の実施に伴い、適用税率の判断のため、その取引の性質の整理が進められたと思います。まずは、その整理を基本に、それぞれ必要な対応をすることが重要となります。

## 8. 仕入明細書による対応時の留意点

インボイス制度では、仕入明細書等の作成・保存で仕入税額控除の適用が可能です。その上で、例えば、卸売業者A社が小売業者B社に対して商品を販売し、その商品の販売に係る物流を小売業者B社が担うケースについて、少し考えてみたいと思います（なお、両社間の取引は「請求レス」とします）。

このような場面において、「商品の譲渡」と「物流役務の提供」という二つの取引が存在し、それぞれの「売り手」「買い手」が異なります。「商品の譲渡」については卸売業者A社が「売り手」であり、小売業者B社が「買い手」となり、「物流役務の提供」については卸売業者A社が「買い手」であり、小売業者B社が「売り手」となります。

その上で、両社間の取引が「請求レス」とであるとすれば、メインの取引である「商品の譲渡」の「買い手」である小売業者B社が「支払メッセージ」（仕入明細書データ）を作成し、「売り手」である卸売業者A社に提供することが一般的であり、さらに小売業者B社は、その「支払メッセージ」において、「買い手」として自らが支払うべき「商品の購入」に係る対価の額と「売り手」として自らが受領すべき「物流役務の提供」に係る対価の額を相殺した後の金額（ネットの支払金額）を示すことが想定されます。

もちろん、ネットの支払金額を支払メッセージで示すこと自体、問題はありません。しかしながら、その支払メッセージでインボイス対応（仕入明細書対応）を完結させるのであれば、「買い手」としての仕入明細書と「売り手」としてのインボイスの記載事項がそれぞれ必要となります。

とりわけ、「物流役務の提供」に関するインボイス対応として、小売業者B社（物流取

引における「売り手」の「インボイス登録番号」を記載すること、さらには、「物流役務の提供に係る対価の額」及びその「消費税額」について記載が必要となります。

要すれば、そのようなケースで、例えば「適用税率が同じ10%だから」といって、「商品の譲渡」に係る対価の額と「物流役務の提供」に係る対価の額を相殺した後の額のみを「取引対価」として記載するようなことがないように注意していただくことが重要ということです。

9. 記載事項に誤りがあるインボイスを受領・交付した場合

インボイスは、取引代金の請求書そのものでもありますので、その記載事項に誤りがあれば、正確な事項が記載されたものをもらい直すことが基本になると思います。もちろん、誤りの内容によっては、「もらい直すことは

しない」という事業者の方もいるかもしれません。しかし、インボイス制度では、仕入税額控除の観点から、そのような対応を見直すことも必要かもしれません。

現状、「3万円未満の課税仕入れ」や「請求書等の交付を受けられなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます<sup>3)</sup>。そのため、仮に受け取った区分記載請求書の記載事項に誤りがあったとしても、請求・支払そのものに支障がないような場合、仕入税額控除のためだけに請求書等をもらい直すという事業者の方は多くはないかもしれません。

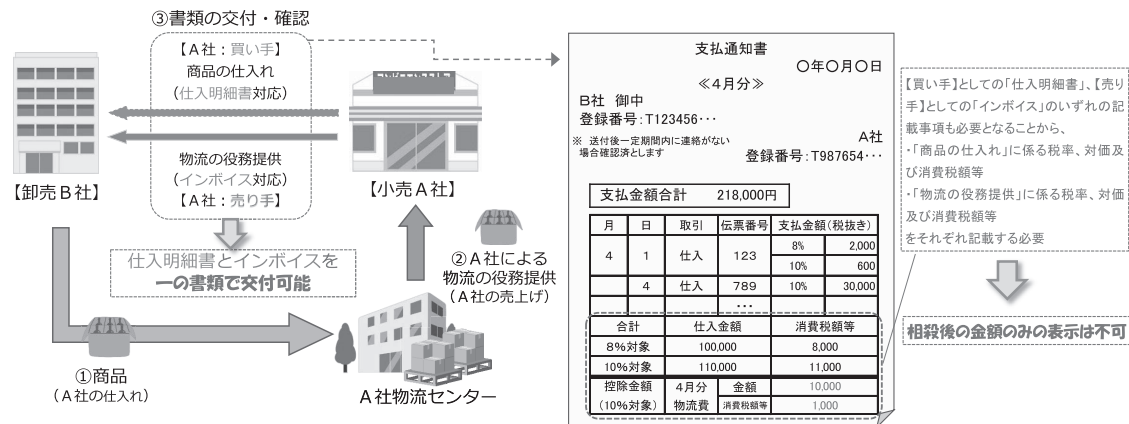
しかしながら、インボイス制度では、仕入税額控除の観点から、誤りを修正したインボイス（「修正インボイス」）の交付を求め、それを保存するということが求められます。

また、誤りがある請求書等を交付した場合、

インボイスと仕入明細書を一の書類で交付する場合

- 適格請求書等保存方式においては、仕入明細書による仕入税額控除も認められ、適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付することも認められる。
- 例えば、小売業者が商品を仕入れ、その物流につき小売業者が担って卸売業者にその費用を請求（小売業者の売上げ）する場合、小売業者は「商品の仕入れ」については「買い手」となり、「物流の役務提供」については「売り手」となる。この点、これらの取引の税率、対価の額及び消費税額等について、小売業者が作成する一の書類に記載する場合、
  - ・「商品の仕入れ」については、買い手として「仕入明細書」、
  - ・「物流の役務提供」については、売り手として「インボイス」を作成することとなり、それぞれの記載事項が必要※となる。  
※ 対価の額と消費税額等について、相殺後の金額のみの表示とはできないことに留意。

○イメージ（卸売B社から小売A社が商品を仕入れ（B社に売上が立つ取引）、A社が配送を担う場合（A社に売上が立つ取引）について、まとめて1枚の支払通知書をA社から交付するケース）



3) インボイス制度導入後は、「3万円未満の課税仕入れ」に係る帳簿のみ保存の特例は認められなくなるとともに、「請求書等の交付を受けられなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」に係る特例について、政令で規定された一部の取引についてのみ認められることとなります。

売り手側に「修正インボイス」を交付する義務が生じることに留意が必要です。これまで「面倒だから修正した書類を交付しない」等のこともあったかもしれませんが、インボイス制度では、修正インボイスの交付を考えていただく必要があります<sup>4)</sup>。

なお、修正インボイスの対応、具体的には、「何を修正インボイスとして交付するのか」という方法論はいくつか考えられます。修正事項も含めて全ての事項を記載した請求書等（インボイス）を再交付するという対応もあれば、元の請求書等との関連性を明示しつつ、修正事項のみを記載した文書等を新たに交付するといった対応もあり得ます。

## 10. 電子インボイスへの対応

電子インボイスについて少し説明します。インボイス制度導入では、「紙」のインボイスと同様、電子インボイスについても、「売り手」「買い手」とともに提供した/提供されたものを一定の方法により保存することが求められます。要すれば、「電子帳簿保存法（電帳法）に定める方法」に準じて、電子インボイスを保存することが必要になります。

したがって、インボイス制度では、「売り手」「買い手」双方において、インボイスや電子インボイスの保存をいかにリーズナブルに負担なく行えるか<sup>5)</sup>ということが、非常に重要なポイントとなります。

自社でサーバーを用意し、電子インボイスを保存する体制を構築することもあり得る選択肢かもしれませんが、電帳法の要件を満たすクラウドを活用し、「売り手」「買い手」が電子インボイスを「共有する」ということも検討する必要があると考えられます。要すれ

ば、「電子インボイス」を「提供」するのではなく、「共有」という発想です。「売り手」「買い手」双方でその保存が求められるものである以上、それぞれに保存を考えるのではなく、「共有」ということで対応していくということです。

そのような対応を後押しする観点から、令和2年度税制改正においては、電帳法が求める要件について緩和されており、例えば、「データの訂正削除の記録が残る等のシステム利用」、つまり、クラウドなどの利用者が自由にデータを改変できないシステムを利用していれば、電帳法の要件を満たすこととされています。

さらに、令和3年度税制改正においては、スキャナ保存について要件の緩和等が行われました。スキャナ保存利用のための「事前承認」が廃止されるとともに、例えば、「紙」のインボイスを受領してから約2か月以内にスキャンし、データとして適切に保存すれば、受領した「紙」のインボイスを即廃棄することが可能とされました。これにより、「紙」をベースとした事務プロセスの見直しを行い、「電子化」を進めるハードルがさらに下がったと考えられます。

## 11. まとめ

インボイス制度への具体的な対応は、現行の実務をベースに合理的な方法を検討することが重要です。2021年10月には、適格請求書発行事業者の登録申請も開始されます。2023年10月まで「まだ時間がある」と考えるのではなく、早期に対応を検討し、計画的に、着実に準備を進めていくことが必要となります。

4) 修正インボイスを交付する必要がないよう、必要な事項を正確に記載する実務を確立することが重要となります。

5) 例えば、インボイス制度では、3万円未満の取引について帳簿のみ保存で仕入税額控除の適用を許容する特例の廃止や「請求書の交付を受けることができなかったことにつきやむを得ない理由がある場合」について、政令で規定された取引に限定されるなど、仕入税額控除の適用に際し、保存すべき請求書が多くなる要素があります。



# 加工食品流通業界におけるインボイス制度対応について

時 岡 肯 平

## 1. はじめに

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられ、飲食料品等が引き上げ対象外とする軽減税率制度がスタートし、併せて仕入税額控除方式が従来の「請求書等保存方式」から「区分記載請求書等保存方式」に移行されました。私どもの業界では軽減税率の対象となる飲食料品と対象外となる酒類等の双方を扱っており、その複数税率対応のために当協会内に「軽減税率対応システム専門部会」を設け、業界としての対応ガイドラインを取りまとめました。しっかりと事前準備を行ったものの、開始間近になって商品毎税率の業界共有マスターへの登録、各小売業とのEDI対応等に追われ、加盟の卸各社は差し迫った中でスタートを切ったものでした。

さて、いよいよ消費税制度の集大成となる「適格請求書等保存方式」（以下、インボイス制度）が2023年10月にスタートしますが、この制度が流通業界に与えるインパクトは、軽減税率制度の導入を遥かに上回るものと考えられます。当協会では、その対応のために2020年6月より「インボイス制度対応専門部会」を設け、集中的に検討を行い、本年3月に手引書の第1版ともいえる「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」を取りまとめました。この手引書は、現時点における当協会としての対応方針であり、今後、小売・外食業及びメーカーの皆さまと協議を進め、相互合意に向けた対応を行ってまいります。当

該の手引書は本年5月を目途に当協会HPでの公開を予定していますが、本稿ではその内容のポイントとなる部分をご紹介します、皆さま方のご理解をいただくと同時に、また様々なご意見をいただければと考えております。

## 2. 制度の概要と対応のポイント

インボイス制度の概要については、本号で国税庁の専門家の方からの寄稿があるとのことですので、詳細な説明は省きますが、一言でいえば、「買い手が、仕入税額控除の適用を受けるためには、『適格請求書（いわゆるインボイス）』等の保存を必要とする制度」であり、買い手にとってこそ重要となる制度です。その対応を誤れば、買い手が売り手に支払った仮払消費税が控除出来ずに残高として残り、最終的には費用処理をせざるを得ないということになります。一方でインボイスとは何かというと、「売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には請求書や納品書、領収書、レシート等に適格請求書発行事業者の登録番号や消費税額等のほか一定の事項が記載されたもの」とされています。すなわち買い手にとってこそ重要な制度であるにも関わらず、その適用要件は売り手から交付されるインボイスの内容に委ねられるということになります。このことは買い手にとって、会計計上した仮払消費税と、売り手から交付されるインボイスとの間にキチンとした整合性を取っておかねばならない、という大変ストレスの掛

ときおか こうへい：一般社団法人 日本加工食品卸協会 専務理事



かることを強いられることになります。

具体的にイメージするために、私ども加工食品卸と食品メーカー間の商取引を例にとってみますと、卸が品代金と共に支払った仮払消費税の内容と、メーカーからの請求書の内容がすべて一致していないと卸の仕入税額控除に齟齬が生じることになるということです。しかし現実的には卸が計上した仮払消費税とメーカーが交付した請求書の内容が一致しないケースは結構ありうる話です。通常卸では自社の仕入計上内容に基づいてメーカーからの請求書を精査・照合し、仮に違算が生じた場合には一旦自社の計上結果に基づいて支払いを行い、相手先に違算結果の確認を求めるという商慣行があります。その支払いの際には違算内容を網羅した「支払通知書」を相手側に交付し、その内容を伝えるというのが一般的なやり方となっています。

この商慣行をインボイス制度にあてはめてみますと、卸が仕入税額控除を自社が計上した仮払消費税と齟齬なく行うには、メーカーからの「請求書」だけでは要件を満たさず、卸が交付する「支払通知書」も併せてインボイスに位置付ける必要がある、ということになります。しかし、卸が交付する支払通知書には取引内容のすべてが網羅されている訳ではありません。取引の詳細内容はその基となるメーカー交付の請求書に網羅されています。従ってインボイス要件としては、「請求書」＋「支払通知書」をセットにしてはじめて整うこととなり、この考え方で仕入税額控除が齟齬なく行えるようになります。

上記にあげた例は、メーカー・卸間の商慣行の一例ですが、私ども卸とメーカー間、また卸と小売・外食業間の商取引に関しては長年にわたる商慣行の積み重ねがあり、お互いが納得する合理的な運用方法を構築してきました。従って、私どものインボイス制度に対

応する方法検討にあたっても、製配販三層における商慣行の運用変更、またそれに伴うシステム改修が最小限に抑えられることを前提に進めてきました。インボイス制度の本質的な主旨・目的を正しく理解し、それを積み上げてきた商慣行にどう当てはめるか、これが今般のインボイス制度導入に対応する一番重要なスタンスと考えております。

### 3. 具体的な対応

#### (1) 適格請求書発行事業者の登録番号対応

今般のインボイス制度導入で、現行の軽減税率制度からの大きな変更要件に「登録制度」があります。課税事業者が「適格請求書発行事業者」になるためには、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受けなければなりません。自社が申請して登録を受けることは当然必要な行為ですが、問題は他社の登録番号をどこまで管理する必要があるかということです。売り手が交付する請求書のみで、買い手としての仕入税額控除が出来るのであれば、買い手は特に売り手の登録番号を管理する必要はなく、売り手交付のインボイスに登録番号が記載されていることが確認できれば事足ります。しかし、前段で述べたように買い手が交付する支払通知書で返品や違算を通知すること、言い換えれば「売り手」に成り代わって「修正した適格請求書」（以下、修正インボイス）や「適格返還請求書」（以下、返還インボイス）を「買い手」が交付することとなれば、その支払通知書には「売り手」の登録番号の記載が必要になります。そうならば、当然取引関係のある課税事業者すべてについて、その登録番号を保持することが必要になります。

この対応について、当協会の専門部会では当初、その登録番号を業界としてマスター管

理することも検討しましたが、各社毎に取引関係に違いがあり、共通マスターが出来たとしても作業負荷の軽減はさほどでもない、ということで各社毎に管理することにしました。従って、各社はそれぞれが取引先マスター等への登録を行うこととなりますが、そのスケジュールは業界全体で共有する必要があると考え、(図1)の様なスケジュールを考えております。

これらのスケジュールの中で、自社から相手先への登録番号の通知(2023年4月まで)、相手先からの入手(2023年6月まで)の期限については、取り敢えず私どもの考えを示しておりますが、今後製配販三層で協議し、共通認識の中で進めていく必要があると考えています。

(2) 何をもってインボイスとするか

さて、具体的な対応の中で一番重要なことは、やはり「何をもってインボイスとするか?」ということで、これを取引当事者間で事前に取り決めておくことがインボイス制度に対応したうえで、取引を円滑に進めるための前提になります。

具体的な対応を例示する前に、個々の取引の都度当事者間で取り交わされる「納品伝票」の位置付けについて、私どもの考え方を述べておきます。納品伝票も当然ながらインボイスとなり得る重要な証票と言えますが、私どもの業界の特徴として、非常に膨大なアイテム数を多頻度で扱い、かつ日々継続的に取引されている現状からすれば、個々の納品伝票にすべてのインボイス要件を記載することは運用上大きな負荷であり、現実にはそぐわないと判断しております。もちろん納品伝票を取引確定の証票として位置付け、それをインボイスと位置付ける商慣行があることは良く認識していますが、当協会として示す手引書の中では、上記の理由により例外として扱っています。その前提の上で、(図2)は、メーカー・卸間における「インボイス交付パターン」を示したものです。

この図で示しているように、交付パターンは、①メーカーからの請求書のみをインボイスとするパターン、②メーカーからの請求書と卸が交付する支払通知書を一括してインボイスとするパターン、③卸からの支払通知書のみをインボイスとするパターンの3パター

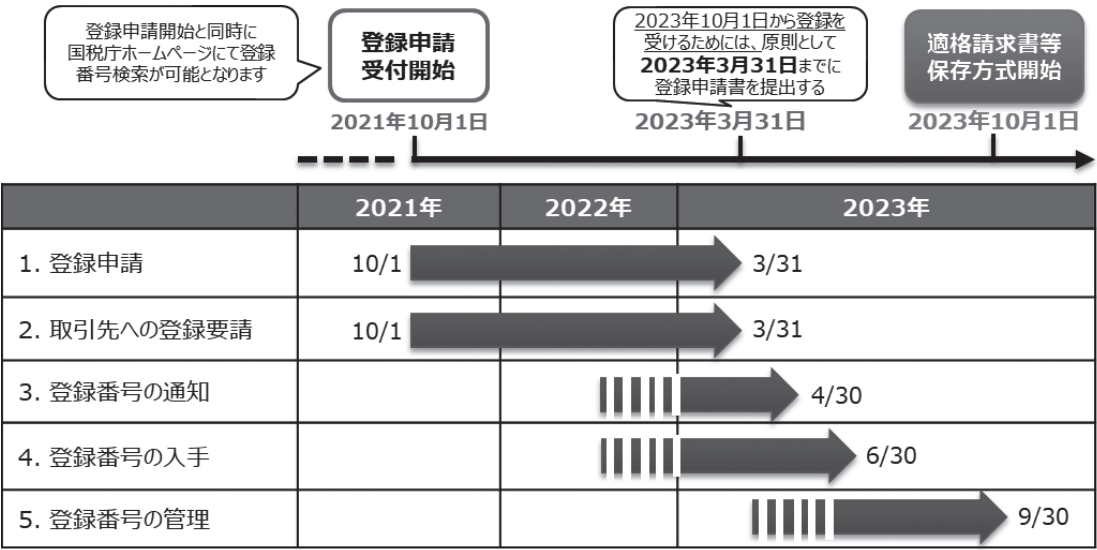


図1 登録番号対応スケジュール

| 交付<br>パターン | インボイス       | 内 容                                                               | 備 考                                                          |
|------------|-------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| ①          | 請求書         | 請求書が交付され、その金額で精算が行われる。<br>基本的に違算が発生しない場合。                         | 違算が発生する場合は次月以降の<br>請求書で修正されることが前提。                           |
| ②          | 請求書 + 支払通知書 | 請求書が交付され、その金額に対し追加修正が<br>ある場合において、支払側が支払通知書を交付<br>し、その金額で精算が行われる。 | リポートの修正(差異)通知も支払通知と<br>なります。<br>請求書と支払通知書との相互の関連性<br>の明記が必要。 |
| ③          | 支払通知書       | 請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしな<br>い）、支払側が支払通知書を交付し精算される。                 | 卸の仕入データに基づく品代精算。<br>年間リポート等のメーカー通知による<br>精算等。                |

図2 メーカー・卸間の交付パターン

ンに整理しました。

現状では上記②のパターンが一般的に行われている取引慣行で、その交付パターンが主流になってくるものと考えております。但し、このパターン②の請求書と支払通知書を一括してインボイスとするためには、相互の関連性を明確にする必要があります。すなわち事後で交付される支払通知書に、事前に交付を受けた請求書との関連性を明示する必要があり、例えば請求書の請求番号で関連づける方法、請求期間で関連づける方法等があると考えられます。またこれらの交付は基本的に月

次で行われるものであり、請求・返還の訂正についても、都度修正インボイスを交付するものではなく、次月以降のインボイスの中で修正することとしています。

以上はメーカー・卸間の品代金についての説明ですが、メーカー・卸間では品代金の精算だけではなく、卸がメーカーへ請求する販促金リポートやそれぞれが役務の提供を行った場合の請求支払が存在します。現状ではそれが一つの請求書に集約されている場合もありますが、通常は別々の請求書式でやり取りされることが多く、それを交付単位というこ

| 単位                    | 交付元    | インボイス | インボイスの内容                                                        |
|-----------------------|--------|-------|-----------------------------------------------------------------|
| A<br>品代               | メーカー   | 請求書   | ・品代に関する適格請求書<br>・返品に関する返還インボイス<br>・単価の修正（即引リポート）                |
|                       | 卸      | 支払通知書 | ・卸確定の支払通知（インボイスの買い手交付）<br>・メーカーの請求に関する修正インボイス<br>・返品に関する返還インボイス |
| B<br>リポート<br>・<br>割戻し | 卸      | 請求書   | ・値引、割戻し、販促リポート等の返還インボイス                                         |
|                       | メーカー   | 支払通知書 | ・卸の請求に関する修正インボイス<br>・メーカー確定のリポート通知（返還インボイス）                     |
| C<br>役務提供             | 役務の提供者 | 請求書   | ・役務提供に関する適格請求書<br>（直送運賃・展示会コマ代・在庫保管料 等）                         |
|                       | 受益者    | 支払通知書 | ・役務提供を受けた場合の支払通知<br>（インボイスの買い手交付）                               |

図3 メーカー・卸間の交付単位

| パターン | インボイス       | 交付単位                     |                          |                           |
|------|-------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
|      |             | A (品代)                   | B (リポート・割戻し)             | C (役務の提供)                 |
|      |             | 交付元                      | 交付元                      | 交付元                       |
| ①    | 請求書         | メーカー                     | 卸                        | ◎ 提供者                     |
| ②    | 請求書 + 支払通知書 | ◎ (請求書) メーカー + (支払通知書) 卸 | ◎ (請求書) 卸 + (支払通知書) メーカー | ◎ (請求書) 提供者 + (支払通知書) 受益者 |
| ③    | 支払通知書       | 卸                        | メーカー                     | 受益者                       |

図4 メーカー・卸間の交付単位別推奨パターン

とで分けて整理したものが（図3、図4）です。

これらの交付単位毎にどの交付パターンを選択するか、これはそれぞれ当事者間の過去の商慣行又はそれぞれの企業が持つ運用システムによって決められていくと思われますが、当協会の手引書の中では多くの企業に採用されている方法を推奨パターン（図4の◎印）としてを整理しました。しかし、これはその方法を強制するものではなく、各企業の判断と当事者間の協議によって決められていくものとしています。

以上が、メーカー・卸間におけるインボイスの交付パターンと交付単位ですが、卸・小売間についても考え方及び交付パターンと交

付単位は同様ですが、商慣行が少し異なりますので、補足説明をしておきます。一番の違いは、卸・小売間では卸が提供するEDI納品データを基に小売が仕入を計上し、その確定データに基づき卸に支払いを行う、いわゆる「請求レス」が大手小売業を中心に一般的になっているということです。従って、（図5、図6）に示すように、小売側からの品代支払においては支払通知書のみをインボイスとする交付パターンも推奨パターン（図6の◎印）として位置付けています。今後、小売業の皆さんとはこのパターンの具体的方法、またそれに伴う流通BMSの対応等を協議していきたいと考えております。

| 交付パターン | インボイス       | 内 容                                                                         | 備 考                                                          |
|--------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| ①      | 請求書         | 請求書が交付され、その金額で精算が行われる。基本的に違算が発生しない場合。                                       | 違算が発生する場合は次月以降の請求書で修正されることが前提。                               |
| ②      | 請求書 + 支払通知書 | 請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、支払側が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。                   | 請求書と支払通知書との相互の関連性の明記が必要。                                     |
| ③      | 支払通知書       | 請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、支払側が支払通知書を交付し精算される。支払通知書に対する修正を請求書の交付で行う場合はパターン②。 | ・小売の仕入に基づく品代精算（請求レス）<br>・年間リポート等、卸通知による精算等。                  |
| ④      | 支払通知書での相殺   | 小売が卸に対するリポート請求、あるいは売り手としての役務提供に関し、別途請求書を交付せずに、買い手として交付する支払通知書上で通知し、相殺する場合。  | 商品譲渡（役務）と役務の提供が1つのインボイスとする場合の記載事項は、双方の登録番号・対価の額・消費税額等の記載が必要。 |

図5 卸・小売間の交付パターン



| パターン | インボイス     | 交付単位                  |                       |                         |
|------|-----------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
|      |           | A（品代）                 | B（リベート・割戻し）           | C（役務の提供）                |
|      |           | 交付元                   | 交付元                   | 交付元                     |
| ①    | 請求書       | 卸                     | 小売                    | ◎ 提供者                   |
| ②    | 請求書＋支払通知書 | ◎（請求書）卸＋<br>（支払通知書）小売 | ◎（請求書）小売＋<br>（支払通知書）卸 | ◎（請求書）提供者＋<br>支払通知書）受益者 |
| ③    | 支払通知書     | ◎ 小売                  | 卸                     | 受益者                     |
| ④    | 支払通知書での相殺 |                       | 小売                    | 小売                      |

図6 卸・小売間の交付単位別推奨パターン

### （３）インボイスの保存

買い手にとって、インボイスの保存は仕入税額控除の要件となり、その保存期間は他の帳簿類と同様に7年間となります。また買い手だけではなく、売り手もインボイスの写しを保存する義務があります。膨大なデータを取り扱う私どもは従来よりこれら帳簿、帳票類の保存には頭を悩ませて来ましたが、また新たにインボイスの保存というテーマに取り組まねばなりません。

インボイスの保存は、紙の保存あるいは電子データとして保存することとなりますが、先に述べました卸・小売間の「請求レス」等では、小売交付の紙又はデータによる支払通知書と品代等の明細にあたる納品伝票又はEDI納品確定データ等を合わせてインボイスとする場合は、両方を保存する必要がありますので、注意が必要となります。また、電子データに関しては、電子帳簿保存法に準拠して保存しなければなりません。この電子帳簿保存法は、情報化・ペーパーレス化に伴い、これまで多くの改正が行われてきました。昨年2020年の改正では、クラウドシステム等の普及に沿った改正が行われ、受領者がデータ改変できないクラウドサービスの利用が認められ、更に「令和3年度税制改正の大綱」で

は、電磁的記録等及びスキャナ保存に関する保存制度において、承認制度の廃止等の大幅な緩和がされることとなっており、これらの改正をどう実務に落とし込むか、システムの改修を含めて早急な検討が必要と考えております。

### （４）標準書式とEDIフォーマット等

私ども日食協ではメーカー・卸間における業務の効率化を目的として、従来より当協会が定めた標準書式及び標準EDIフォーマットを規定し、その維持・管理・普及を行ってきましたが、今般のインボイス制度導入に際しても、私どもが作成した手引書の考え方に基づいて、改訂を検討しています。

標準書式では、「商品代金請求書」、「販売促進金請求書」、「販売促進金支払案内書」の改訂検討を進めます。また、標準EDIフォーマットでは、どのようにシステム運用することで対応できるかを検討し、必要に応じて各データ種単位にフォーマットの変更・追加を行うこととしています。なお、対象データ種としては、「出荷案内（請求）データ」、「販売促進金請求データ」、「販売促進金支払データ」の見直しと「支払データ」種の追加等の検討を進めます。

また卸・小売間の標準EDIである「流通BMS」は、特に返品・値引等の返還インボイス、適格請求書発行事業者の登録番号への対応検討が必要になると考え、当協会内に「流通BMS CR分科会」を設けて検討を進め、流通BMS協議会へチェンジリクエストを提出することを予定しています。また、策定原案をもとに、小売業の皆さんとの協議をこの春から夏にかけて行う予定であり、インボイス制度導入の2年前となる本年10月には仕様公開を行いたいと考えております。卸売業・小売業ともにできるだけ軽微な対応とし、またこれを機会として、流通業界標準である流通BMSの活用を促す啓発活動を行ってまいります。

#### 4. 導入までの道すじ

以上、インボイス制度導入に向けての加工食品業界の対応ポイントをご説明してまいりました。冒頭で述べましたように、ここで説明させていただいたのは制度の全体概要というよりは、私どもの業界が制度導入に際して

取り組む基本的な姿勢、考え方が中心になっております。制度概要についてお知りになりたい方は、私どもが作成した「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」（本年5月を目処に日食協HPで公開予定）に詳しく記載しておりますので、それをご参考にしていただきたいと考えております。

当協会に「インボイス制度対応専門部会」を立ち上げ、最初の部会を開催したのはコロナ禍真っ盛りの昨年6月のことでした。その当時も、「制度導入までまだ3年以上あるけれど、結構タイトなスケジュールだな・・・」と感じておりましたが、気が付けば後2年と数か月を残すのみとなっています。その間にはPSTNマイグレーションという、流通各社が対応せねばならない大きなテーマがあり、果たしてこのインボイス対応が2023年10月までに間に合うのかという危惧を持っております。何れにしても肅々と準備を進めていくことしか手は無いわけですが、まずは食品流通各層の皆さま方とこの様な認識を共有させていただき、私からの説明とさせていただきます。